

岡谷市告示第 17 号

騒音に係る環境基準の類型及び地域を平成 24 年 4 月 1 日から次のように定める。

平成 24 年 3 月 19 日

岡谷市長 今井 竜五

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項 2 のイの規定により、騒音に係る基準について、地域の類型及び地域を次のとおり指定する。

地域の類型	地域
A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、付表の岡谷市 1 の項の地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、付表の岡谷市 2 の項の地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の岡谷市 3 の項の地域

- （備考） 1 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。
- 2 市街化調整区域とは、都市計画法第 7 条の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 3 指定する地域の類型及び地域の図面は、岡谷市市民環境部環境課において、一般の縦覧に供する。

(付表)

岡谷市 1	岡谷市大字岡谷字蛭殿の一部、字半ノ木の一部、字神長の一部、字神長の一部、字新提、字斧磨沢の一部、字中山の一部、字ヨキトギの一部、字芦ノ沢の一部、字内山の一部
岡谷市 2	岡谷市のうち、次に掲げる地域 ア 大字岡谷字西林の一部 イ 大字湊字宮ノ上の一部 ウ 大字川岸字大久保の一部、字山之神、字孕久保の一部、字大屋、字余所日向の一部、字本沢、字菅原の一部
岡谷市 3	岡谷市大字岡谷字権現の一部、字柳海途の一部、字長原の一部、字上高沢の一部